



▶ 経済的負担を軽くするため、各種料金が軽減されます。

JR 運賃・私鉄運賃

身 知 児

心身障害者（児）とその介護者が JR 線・私鉄線・連絡社線を利用する場合運賃が割引になります。
連絡社線とは JR と連絡運輸（乗車券の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線・航路等）です。

対 象

●割引率 身体障害者手帳・愛の手帳を所持する方とその介護者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第 1 種身体障害者および第 1 種知的障害者が介護者と利用	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR 線のみ）	5 割 （バスの定期券） 3 割 介護者同率	JR 線・私鉄線（JR に準ずる） （航路・バスを含む） および連絡社線の各駅相互間
12 歳未満の第 2 種身体障害者および第 2 種知的障害者が介護者と利用	定期券（介護者のみ）		
第 1 種身体障害者および第 1 種知的障害者が単独で利用	普通乗車券	5 割	同上、ただし鉄道・航路は片道の営業キロが 100 キロメートルを超える区間に限る。 （私鉄線は取扱区間が異なる場合があります）
第 2 種身体障害者および第 2 種知的障害者が単独で利用			

- (1) グリーン料金・特急料金は除かれます。また 12 歳未満心身障害児については小児運賃の 5 割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はありません。
- (2) 私鉄は最低運賃制度をとっているので割引した額が最低運賃を下まわる場合は、最低運賃を支払います。

購入方法

身体障害者手帳・愛の手帳を発売窓口にて提示し、行先、乗車券の種類等を口頭またはメモの提示により、申し込んでください。なお、乗車中は必ず身体障害者手帳・愛の手帳を携帯してください。
※ 12 歳以上の第 1 種心身障害者が介護者付添で利用する場合、片道 100 キロまでは、券売機で小児乗車券を購入し、有人改札を通ることで利用できます。（乗車券提示の際に手帳の提示も必要）

窓口 各販売窓口

■障がい者 IC カード

令和 5 年 3 月より、障がい者 IC カード（障がい者用 Suica・障がい者用 PASMO）サービスが開始されました。

対 象

第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者の大人の方と介護する任意の方 1 名
※第 2 種身体障害者および知的障害者の方、小児の方は対象外です。

利用方法

障害者本人および介護者が同時かつ同一行程で鉄道およびバスに乗車する場合に、自動改札機またはバス料金機にタッチすることで、自動的に割引運賃が適用されます。

そ の 他

サービスの詳細については、各社ホームページでご確認ください。また、都営交通無料乗車券（P.80）を掲載することができます。詳しくは、東京都交通局ホームページまたは都営交通お客様センター（03-3816-5700）にお問い合わせください。

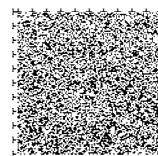
■戦傷病者割引

戦傷病者手帳を持っている方が対象で、障害の程度により年 1 枚～ 12 枚の戦傷病者乗車券引換証を交付します。

手続き方法

東京都の窓口で戦傷病者乗車券引換証・戦傷病者急行券引換証を受け取り、購入時に戦傷病者手帳と一緒に販売窓口へ提出します。

窓口 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 電話 5320-4078





都営交通（電車、バス、地下鉄、日暮里・舎人ライナー）

身 知 精 児

■身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者

内 容

障害者本人は乗車料が無料となります。※都営交通無料乗車券が交付されます。
同乗の介護者も下記の場合は介護者割引が受けられます。

【介護者割引について】

- (1) 第1種身体障害者手帳、第1種・第2種愛の手帳または第1種療育手帳（東京都以外が発行のもの）の所持者の方が介護者と同乗する場合は、手帳を提示すると5割引になります。
- (2) 第2種身体障害者手帳または第2種療育手帳（東京都以外が発行のもの）の所持者の方が介護者と同乗する場合は、手帳を提示すると5割引になります。ただし、地下鉄については、手帳所持者の方が12歳未満で、かつ定期券を利用している時のみ介護者割引（5割引）を受けられます。

●無料乗車券の交付について

都内に居住する（住民票がある）次のいずれかに該当する方に都営交通の無料乗車券を交付します。（シルバーパス所持者を除く）

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）を持っている方
- (3) 戦傷病者手帳特別項症～第5款症の方
- (4) 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている方および健康管理手当を受けている方）

●申込について

区役所 障害者支援課へ、次の(1)～(4)のうち1種類をお持ちのうえ手続きしてください。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 愛の手帳（療育手帳）
- (3) 戦傷病者手帳
- (4) 被爆者健康手帳と次のいずれかの書類
・厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書 ・医療特別手当証書
・特別手当証書 ・健康管理手当証書

●有効期限と更新手続きについて

無料乗車券には有効期限が記載されています。有効期限の月の1日以降に手帳と現在お使いの無料乗車券をお持ちのうえ、更新手続きを行ってください。

窓口

- 障害者支援課 障害者支援係

電話 5742-6707 FAX 3775-2000

- 磁気式の「都営交通無料乗車券」をICカード式（PASMO、障がい者用PASMO）に変更できます。ICカード式（PASMO、障がい者用PASMO）への変更は、都営地下鉄定期券発売所で行えます。

（区内都営地下鉄定期券発売所）

浅草線五反田駅 品川区東五反田 1-26-2 電話 3449-5074

営業時間 8:00～20:00 無休（年末年始を除く）

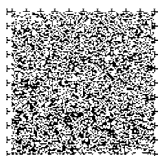
■精神障害者

内 容

障害者本人は乗車料が無料となります。（介護者割引なし）※都営交通乗車証が交付されます。

●乗車証の交付について

都内に居住する精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に都営交通乗車証を交付します。（シルバーパスや他の障害者等の無料乗車券の所持者を除く）



【申込・発行窓口】

23 区内の

- (1) 都電・都バスの定期券発売所（12 か所）（紙券）
- (2) 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（14 か所）で発行します。（磁気券）
窓口に必要なものをお持ちのうえ、手続きしてください。

①精神障害者保健福祉手帳

②乗車証（更新の場合）

窓口 各申込・発行窓口

民営バス

身 知 精 児

内 容

障害者（児）が民営バスを利用するときに、障害者手帳や「民営バス乗車割引証」「民営バス通勤・通学定期券割引購入申込書」を提示（提出）することで、料金が割引になります。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳の所持者とその介護人。または精神障害者保健福祉手帳の所持者

●利用路線

対象となる会社のバス運転系統のうち都内の停留所相互間

主な対象となるバス会社 東急バス、京浜急行バス、
京王電鉄バス、小田急バス、他

●割引率・利用方法

	利用区分	割引率	利用方法
(1)	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（注 1）を持っている方が、単独で利用する場合	5 割 （注 2）	乗車時に手帳を提示
(2)	第 1 種身体障害者の方または愛の手帳を持っている方が介護人付き添いで利用する場合	5 割 （介護人同率）	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
(3)	定期券を購入する場合 （身体障害者・知的障害者）	3 割 （注 3）	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

注 1) 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（ご本人のみ）が対象です。他の道府県から交付された手帳、写真が貼付されていない手帳では、割引を受けられません。

注 2) 6 歳以上 12 歳未満の場合、小児運賃の 5 割引となります。

注 3) 小児定期券は除く

※この表の（1）の場合は、手帳を提示するだけで割引が受けられます。

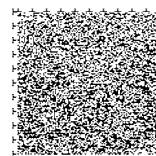
※この表の（2）と（3）の場合は、以下の「手続き方法」をご参照ください。

手続き方法

「心身障害者民営バス乗車割引証」「定期券割引購入申込書」の交付を希望される場合は、以下のものをご持参ください。

・身体障害者手帳または愛の手帳

窓口 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000





8

公共料金などの軽減

フェリー旅客運賃

身 知 精 児

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人とその介護者。

内 容

発売窓口で手帳を提示して、乗船券を購入してください。
※割引率等は航路や運航会社により異なりますので、直接お問い合わせください。

窓口 各運航会社

航空旅客運賃

身 知 精

対 象

- 12歳以上の次の方
- (1) 身体障害者手帳所持者とその介護者 1 名
 - (2) 愛の手帳所持者とその介護者 1 名
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者 1 名
 - (4) 戦傷病者手帳所持者とその介護者 1 名

手続・割引率

各航空会社にて設定のため、詳細は各航空会社へお問い合わせください。
戦傷病者手帳には、あらかじめ東京都の窓口で、割引対象者である証明印を受けることが必要です。

- 窓口
- 各航空会社
 - 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当
電話 5320-4147
(精神障害者保健福祉手帳所持者)
 - 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援係
電話 5320-4464
(戦傷病者手帳所持者)
 - 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当
電話 5320-4078 FAX 5388-1403

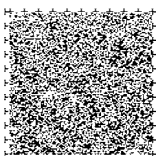
テレビ受信料

身 知 精

対象・内容

- 全額免除
 - (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
 - (2) 愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
- 半額免除
 - (4) ・視覚障害または聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
・身体障害者手帳 (1 級または 2 級) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
 - (5) 愛の手帳 (1 度または 2 度) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
 - (6) 精神障害者保健福祉手帳 (1 級) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
 - (7) 戦傷病者手帳 (特別項症～第 1 款症) をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者
- 窓口でお渡しする「確認書」と「放送受信料免除申請書」を、NHK 中央営業センターに提出してください。

- 窓口
- (1)、(2)、(4)、(5)、(7) の身体・知的障害者等については、障害者支援課、(3)、(6) の精神障害者については、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センターが窓口となります。
 - NHK 中央営業センター 〒150-0041 渋谷区神南 1-6-12 渋谷コロンバンビル 2F
電話 5456-2141 FAX 5456-6131



青い鳥郵便はがき

身 知 児

身体障害者手帳、療育手帳を持っている方に無料で「はがき」をさしあげます。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
- ② 療育手帳 1 度または 2 度の方、「A」の表記がある方

内 容

年 1 回、4～5 月に申し込みにより 20 枚を無料で後日、郵送いたします。
※詳しくは最寄の日本郵便または郵便局におたずねください。

窓口 (最寄の日本郵便)

- 品川郵便局 電話 0570-943-704
- 大崎郵便局 電話 0570-030-416
- 荏原郵便局 電話 0570-943-865

都立公園等入場料

身 知 精 児

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っている人とその付添の方。

内 容

公園などの窓口到手帳を提示すれば無料（一部、割引）で入場できます。また、車いすの貸出しをしている施設もあります。

●無料となる施設

恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園・葛西臨海水族園・清澄庭園・夢の島熱帯植物館・浜離宮恩賜庭園・小石川後楽園・旧芝離宮恩賜庭園・神代植物公園・旧古河庭園・六義園・向島百花園・殿ヶ谷戸庭園・東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館・東京都体育施設・旧岩崎邸庭園 等

窓口 各施設

都立公園駐車場

身 知 精 児

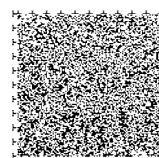
対象・内容

次の都立公園では、有料駐車場を障害者が利用する場合身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を各駐車場窓口提示すれば、無料で利用できます。

●無料となる施設

代々木公園・木場公園・砧公園・駒沢オリンピック公園・上野恩賜公園・水元公園・葛西臨海公園・東綾瀬公園・井の頭恩賜公園・神代植物公園・小金井公園・石神井公園・光が丘公園・野川公園・府中の森公園・夢の島公園・潮風公園・舎人公園・篠崎公園・大島小松川公園・汐入公園・蘆花恒春園・武蔵野公園・赤塚公園・武蔵国分寺公園・武蔵野の森公園・宇喜田公園・浮間公園・中川公園・大泉中央公園・城北中央公園・和田堀公園・武蔵野中央公園・高井戸公園・六仙公園

窓口 (公財) 東京都公園協会 電話 3232-3138





区立施設の使用料減免

身 知 精 児

●個人が使用するとき

区内在住の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、区立の公園運動施設、温水プール、区立体育館のフリー利用を利用するときは、使用料が免除となります。公園運動施設、温水プール以外の施設の使用料の減免については、各施設にお問い合わせください。

●障害者福祉団体が使用するとき

区立施設の集会室、会議室、公園運動施設、区立学校の屋内運動場、区立体育館などを区に登録してある障害者福祉団体が使用するときは、使用料免除になる場合があります。詳しくは各施設にお問合せください。

窓口 各施設の窓口到手帳、登録証等を提示してください。

区営自転車等駐車場

身 知 精 児

対象・内容

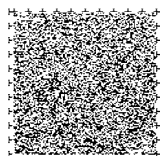
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳等をお持ちの方が区営自転車等駐車場の定期利用（1月単位の利用）の申請をした場合、優先して利用承認を受けられ、通勤または通学に自転車等を使用することが不可欠と認められると使用料が免除されます。

また、生活保護法により生活扶助を受けており、通勤または通学に自転車等を使用することが不可欠と認められると使用料が免除されます。

なお、当日利用（1日単位の利用）は、使用料の免除はありません。

詳しくはお問い合わせください。

窓口 地域交通政策課 自転車対策係 電話 5742-6786 FAX 5742-6887



粗大ごみの廃棄物処理手数料

対 象

特別児童扶養手当を受けている世帯

内 容

申請により粗大ごみの収集にかかる手数料が免除されます。粗大ごみ受付センターへ申し込みをする際に、特別児童扶養手当を受給しているとお伝えください。粗大ごみ受付センターから、減額免除手続き案内書をお送りします。

減額免除手続き案内書に記載されている必要書類をご用意のうえ、申請されるご本人が品川区清掃事務所で、お手続きをいただくか、品川区電子申請サービス「〔品川区清掃事務所〕粗大ごみ処理手数料の減免申請」からご申請ください。

窓口 (粗大ごみ収集の申し込み)

- 粗大ごみ受付センター 電話 6733-5374
- 聴覚障害者の方の場合 FAX 3378-7707
(減額免除手続き)
- 品川区清掃事務所 電話 3490-7051 FAX 3490-7041

NTT 電話番号案内の無料利用

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳を持っている視覚障害者 1～6 級の人、肢体不自由（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2 級の人、聴覚障害 2・3・4 級、6 級の人、音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害 3・4 級の人
- (2) 戦傷病者手帳を持っている視力の障害特別項症～第 6 項症の人、上肢の障害特別項症～第 2 項症の人、聴覚障害第 2 項症・第 4 項症の人、音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障害第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症の人
- (3) 愛の手帳を持っている人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

内 容

申請により、電話番号案内を無料で利用できます。

窓口 NTT 東日本ふれあい案内事務局 フリーダイヤル 電話 0120-104174 FAX 0120-104134

携帯電話料金の割引

身 知 精 児

対象・内容

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人は、携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。割引率や申し込み方法等の詳細は、携帯電話会社へ問い合わせてください。

窓口 各携帯電話会社

